平成２１年（フ）第１２０２号
広島市中区吉島町10番２号
破産者　大和小夜子（旧姓濱野）
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４９８号
広島市西区新庄町24番13号
破産者　井長　武彦
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４９９号
広島市西区新庄町24番13号
破産者　井長　淳子
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９０１号
熊本市渡鹿７丁目11番６―503号
破産者　中居はるみ
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９５５号
熊本市横手５丁目15番57号
破産者　福田　幸二
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０３７号
熊本市東町４丁目４番１―106号
破産者　上田　直矢
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１６７号
鹿児島県奄美市名瀬大字仲勝665番地８５―402号
破産者　肥後たつみ
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第３５９０号
札幌市西区山の手４条４丁目２番20号　ＳＴＹ山の手101号
破産者　宮本　和博
１　決定年月日　平成22年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７７号
青森県五所川原市大字石岡字藤巻34番地７
破産者　佐々木照男
１　決定年月日　平成22年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第３７号
宮城県角田市梶賀字高畑南404番地６、開始決定時の住所宮城県角田市高倉字愛宕後131番地１
破産者　鈴木　　忠
１　決定年月日　平成22年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１４０号
宮城県伊具郡丸森町字大舘１丁目４番地２
破産者　佐藤　信夫
１　決定年月日　平成22年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１６０号
宮城県柴田郡柴田町大字下名生字大畑前22番地
破産者　砂金美千代
１　決定年月日　平成22年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１６１号
宮城県柴田郡大河原町金ケ瀬字町裏２番地17、住民票上の住所仙台市泉区南光台南３丁目21番18―501号
破産者　菅野　　剛
１　決定年月日　平成22年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第８５号
秋田県大仙市清水字上大蔵150番地１
破産者　高橋　敦子
１　決定年月日　平成22年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１８０号
茨城県日立市小木津町２―２―14　カーサフローレスＣ棟102、住民票上の住所茨城県日立市田尻町１丁目16番６号
破産者　木下　功一
１　決定年月日　平成22年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１６２１号
横浜市青葉区すすき野３丁目１番地12
破産者　田口　　明
１　決定年月日　平成22年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８６５号
神奈川県小田原市風祭107番地の１　パノラマハイツ第２―202
破産者　坂本　　実
１　決定年月日　平成22年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２１４号
岐阜県揖斐郡揖斐川町春日川合1448番地
破産者　川村　宗義
１　決定年月日　平成22年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１７号
愛知県豊川市伊奈町南山新田258番地４フォーカルポイント202号
破産者　清水　文代
１　決定年月日　平成22年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部